

議案第75号

備前市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について

備前市下水道条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月5日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市下水道条例等の一部を改正する条例

(備前市下水道条例の一部改正)

第1条 備前市下水道条例(平成17年備前市条例第197号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(備前市浄化槽設置整備条例の一部改正)

第2条 備前市浄化槽設置整備条例(平成17年備前市条例第202号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(備前市漁業集落排水施設設置条例の一部改正)

第3条 備前市漁業集落排水施設設置条例(平成17年備前市条例第204号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(備前市農業集落排水施設設置条例の一部改正)

第4条 備前市農業集落排水施設設置条例(平成17年備前市条例第205号)の一部を次のように改正する。

第19条第4項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の備前市下水道条例、備前市浄化槽設置整備条例、備前市漁業集落排水施設設置条例及び備前市農業集落排水施設設置条例の規定による使用料であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続しているもので、施行日以後の最初の検針により確定する使用料については、なお従前の例による。